



筑紫女学園大学リポジット

A History of the Hongwanji School in the Myosho-ji Tempe Historical Documents Appendix: A Transcription of the History of the Myosho-ji Temple

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-11-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, 小林, 知美, 樋口, すみ, 高松, 麻美, SAGIYAMA, Tomohide, KOBAYASHI, Tomomi, HIGUCHI, Sumi, TAKAMATSU, Asami メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/503

飯塚明正寺文書にみる真宗寺院の歴史

附、明正寺史料翻刻

鷺山智英
小 林 知 美
樋 口 すすみ
高 松 麻 美

はじめに

本報告は、筑紫女学園大学の浄土真宗文化財調査研究プロジェクトの一環として行った共同研究の成果である。九州における真宗伝播史や真宗寺院の文化的役割などの解明を目的とする本プロジェクトの活動は、栗山俊之「博多萬行寺史料」〔筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報〕二十三号、二〇一二年）に紹介されるように寺院所蔵の文化財調査を軸としている。本報告は、調査した真宗寺院史料の翻刻であり、「厳浄寺史料」(同誌二十四号、二〇一三)、「長教寺史料」(同誌二十五号、二〇一四)に続くものである。

明正寺は福岡県飯塚市に所在する浄土真宗寺院である。飯塚市を含む嘉麻・穂波地方の真宗伝播史・地域文化史研究における重要性を考

慮し、我々は平成二十一年・二十二年度に当地方を調査した。明正寺調査は第一回を平成二十一年度に行い、所蔵作品データを『西国真宗文化財調査研究報告書(二)』(二〇一一年、筑紫女学園大学・短期大学部)に掲載した。明正寺史料は、同報告書には未掲載で、平成二十六年度の再調査により今回の報告に至った。

明正寺史料は、冊子装、全一冊、墨付き一〇五丁で、古表紙に「和光山明正寺記録」と墨書され、書写年代は江戸時代と判断できる。新補された裏表紙見返に昭和三十九(一九六四)年に新表紙をつけ装丁を改めたと記されている。以下、解説と翻刻(第一丁から第五十一丁表まで)を掲載する。なお、翻刻については、旧字・異体字は常用漢字に、変体仮名は正字に改め、読みやすくするために読点・並列点を付した。

【解説】

一、明正寺について

『筑前国続風土記拾遺』には明正寺は次のように記述されている。

明正寺

本村に在。真宗西本願寺末也。寺説に曰。開基の僧を了鎮といふ。其先祖は越前に住し瓜生氏也。一時赤間関に移り氏を改て伊藤左衛門尉義直と称す。いく程なく筑前に来り、此村に居り、真宗に帰依す。本願寺実如上人より名号を授かり、法体して了鎮と号し草庵を結びて仏像を安置す。夫より四世善明迄ハ東派に属す。慶長九年故有て西派と成、此時準如上人より興雲公に報せし書翰二通、及岩崎平兵衛添簡一通あり。寺に蔵む。又高樹公の時賜はりし馬具を持伝ふ。寺内に輪藏鐘楼あり。東郡の好寺なり。

また『嘉穂郡誌』によれば末寺を三六か寺有していたらしいが、寛政二年の時点では一七か寺の末寺である。そのうち八か寺は地元である穂波や近隣の鞍手、嘉麻郡である。残りは早良郡であるが、孫末寺まで含め九か寺が存在していた。

明正寺は明治後期に火災に遭い古文書等も焼失しているが、「和光山明正寺記録」（以下「記録」とする）と題する一冊の古文書が残されている。今回はこのうちの半分ほどを翻刻し紹介する。また、興味

深い事項について概説を加えていきたい。

「記録」の内容項目

- ・ 由緒書き上げ
 - 改派の経緯
 - 御茶屋のこと
 - 馬具拝領のこと
- ・ 書状の書き上げ
 - 改派に関する准如書状写二通
 - 御茶屋に関する書状
- ・ 公儀からの御触控え
 - 宗旨請合証文・往来切手について
- ・ 明正寺歴代住職事績
 - 初代から十代まで
 - 末寺書き上げ
- ・ 門徒への法義・渡世についての教化通達（安永元年十二月）
 - いわゆる「諸宗寺院下知状」
- ・ 寛文年中の通達
 - いわゆる「諸宗寺院法度」
- ・ 同
 - いわゆる「諸宗寺院法度」
- ・ 旅僧、地僧の説法・講談についての通達
- ・ 横死人結縁についての通達
- ・ 往来切手文言の実例
- ・ 離檀争いについて（越後国曹洞宗東流「龍」寺と日蓮宗本城寺）
 - いわゆる「宗門檀那請合之掟」
- ・ 家康公宗門十五条
 - いわゆる「諸宗寺院条目」（このうち一部が抜粋されている）
- ・ 貞享四年十三ヶ条
- ・ 切支丹宗門重畳御改二付書物の事

二、東派から西派へ改派した件

天正十五（一五八七）年豊臣秀吉が九州平定のために九州へ出陣していたときに、その陣中見舞いに九州へ下向してきていた教如が明正寺第三代明願宅に滞在し、そのときに明正寺という寺号をつけてもらったことが由緒に記されている。このことが縁となり、本願寺が慶長七（一六〇二）年に東西に分派したときには明正寺は東派（東本願寺・教如）に随ったと考えられる。

その後慶長九（一六〇四）年に藩主黒田長政の意向により藩内の真宗寺院が東派から西派へ改派するが、明正寺も最も早い段階で西派へ改派している。この藩全体の動きに対して西本願寺門主准如から黒田長政に対して出された書簡二通の写しが「記録」に記録されている。

この文書の原本を写したものであるものが博多の萬行寺の古文書の中に存在する。若干文字の違いがあるが同内容である。最初の文書は慶長十二年六月、次の文書は同年七月に比定されている。（福岡市文化財叢書第四集「浄土真宗萬行寺資料・浄土真宗光専寺資料」福岡市教育委員会・平成二十七年）

御上落之由珍重存候、尤以參可申入候へ共、先以使札申進候、先以今度ハ御分国坊主共儀、嚴重被仰付候段、誠以芳慮之至難申謝候、何様令參御札可申伸候、猶下間宰相申含候間、不能委細候、

恐々謹言

本門

光照

六月晦日

黒筑前守殿

猶々外間実儀快然無極候、如何様令參可申述候、以上御国本坊主之儀二付、昨日以宰相申入候之処、如最前被仰付候段、誠以満足不過之候、偏芳過慮之至難申謝令存候、先為御札令申候、連々別而無等間給る、一入大慶此事二候、委細之段ハ宰相申含候間、不能詳、恐々謹言

本門

光照

七月十九日

黒筑前守殿

三、明正寺に御茶屋が設置されていた件について

「記録」の中に御茶屋についての記事がある。（読み下し文）

一当宿御茶屋の儀、先年は明正寺境内に御座候ところ、支配仰せ付けられ候、其の節当宿御通路の御大名様方御懇意仰せ付けられ候、別て有馬玄番様、久留米御城に御召し寄せ御饗応の上にて、御家御伝成られ候とて、唐椀拾人前拝領仰せ付けられ、今に所持仕り候、其の後寛永十八年六月二日、ただ今の御茶屋所

新に御建てなられ、以前の通り支配仕り候様、大音安太夫殿より仰せ付けられ候御状所持仕り候、右本書・写共に指し上げ候、尤も其の節御扶持方も拝領仰せ付けられ候、右に付大音安太夫殿よりの御手紙・証拠所持仕り候、虫付きあい成り文字分り兼ね候えども、其の俣指し上げ候、時枝何左衛門殿より月渡の御扶持あい渡し候様、大野九郎右衛門殿よりの証拠これ有り、今に所持仕り居り申し候、右本書・写とも指し上げ申し候、御扶持の儀は花田弥平次殿へ御茶屋引き渡し申し候、已後は召し上げられ候

一御茶屋御預けの御家数諸道具請け取り帳面壺冊指し上げ申し候、其の後御代官花田弥平次殿へ引き渡し候様仰せ付けられ候間、御同人御支配に成らせ候、尤も其の節引渡の帳面壺冊所持仕り居り候に付き指し上げ申し候、其の外御茶屋の目録余分所持仕り候得ども、虫付き□あい成り指し上げ申さず候

一当寺境内三間に九間、貞享四年卯三月、御馬屋御建て成られ候に付き、篠原喜太夫殿御指図に付き地床指し上げ申し候

以上のように、飯塚宿の御茶屋が明正寺境内にあった。そしてその支配をも明正寺住職に任されていたというのである。このことは注目すべき記述である。

そもそも御茶屋とはどういう施設なのか。近藤典二氏は御茶屋について次のように述べている。

福岡藩の「御茶屋」と「町茶屋」は、その「本陣」と「脇本陣」

にそれぞれ相当するものではない。御茶屋はあくまで藩主の別館であり、町茶屋が「本陣・脇本陣」に相当する民営の休泊所であった。ただし、御茶屋は長崎奉行・諸大名・日田郡代の休泊所に使用することが認められ、その休泊の際の世話には町茶屋の主人が当たることになっていた。このことから町本陣の主人である「町茶屋守」は、別名「御茶屋守」とも呼ばれていたのである。(近藤典二「福岡藩の御茶屋と町茶屋」・『西南地域史研究』)

御茶屋とは藩主の別館であり、参勤交代で通行する大名などが宿泊する施設である。「記録」の中にも、宿泊する大名方には懇意にしてもらっており、とくに久留米藩主にはお城に招かれたりしたという。また寛永十八(一六四一)年に新しい御茶屋が建設されたあとも、明正寺へ御茶屋の支配を任命している。いつまで御茶屋の支配に明正寺がかかわっていたのか定かでないが、代官花田弥平次に支配が移っていることがわかる。貞享四(一六八七)年に馬屋が建てられたときには境内の一部を寄附しているので、明正寺のすぐ隣に御茶屋があったことがわかる。

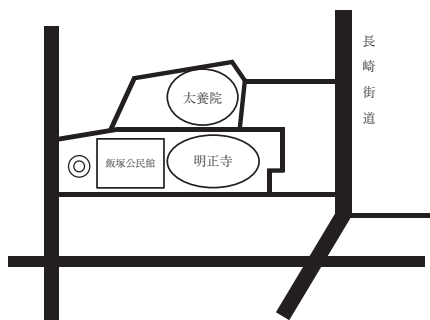
ちなみに明正寺に隣接する太養院(曹洞宗)の寺伝では、慶長五(一六〇〇)年に黒田長政が筑前に入国する際に宿泊した縁で十石を寄附されたという。またその後藩主の行館が建てられた時に太養院は現在地に移転したという。おそらくこの時期が寛永十八年だと考えられる。

江戸時代初期において街道が整備され、それに伴い宿場町が形成さ

れていく。九州北部の重要な街道としては長崎から小倉までを結ぶ長崎街道がある。この長崎街道の中で福岡藩領内に置かれた宿場を筑前六宿と称する。南から挙げれば原田宿、山家宿、内野宿、飯塚宿、木屋瀬宿、黒崎宿である。山家宿から内野宿までの間には冷水峠と呼ばれる峻険な山道があるが、この道は慶長十七（一六一二）年には完成しているようである。



(図1) 明正寺隣の公民館の敷地にある御茶屋跡碑



(図2) 明正寺周辺略図
(◎ = 御茶屋跡碑)

四、明正寺住職が登城するとき

福岡まで乗馬が許されていたこと

毎年正月には武士以外にも各村から大庄屋や僧侶などが御城に年始の挨拶のために向かっている。その際明正寺の住職は福岡まで乗馬を許可されたという。

毎年御年始御礼其外御用二付福岡二罷出候節は、乗馬にて往来仕候様被仰付、馬具ホも 拝領仕、只今迄所持仕候

これは明正寺第六世西了(のち西)の事績の中に記述されている。この了西は藩主黒田忠之が飯塚の御茶屋に滞在したときには常に呼び出され忠之の相手をしていた。そのような間柄であったため、福岡まで乗馬で来ることを許されたようだ。

しかしこれは特別なことのように、そうでもなかったようである。幕末頃、福岡藩は領内の真宗僧侶に対して攘夷の備えとして武芸稽古を仰せつけている。その理由として「帯刀も仕候御宗風」(「筑前国諸記」本願寺史料研究所蔵) だとしている。

また田川郡光蓮寺文書(福岡県立図書館複写資料)の中に次のような記述がある。

一文政六未年御末寺乗馬帯刀の儀、細川家より御尋二付指出シ書付左の通り

当山末派の僧侶乗馬帯刀の義は平日如法衣鉢着用の儀勿論二候得は、非常亦是旅行等節は古来より衣用致候義、右は慶長年中奥州会津御征伐の砌、当方教如御門跡下向被有之、下野国御馬□馬具

御拝領被有之、其節隨從の僧侶帯刀或ハ乗馬衣用致候例相残り候
義二御座候

以上のように真宗の僧侶が帯刀したり、乗馬したりすることは江戸初期よりなれば公認されたことだったようである。

五、幕府から出された寺院に関する法度

明正寺文書の中で、「諸宗寺院下知状」「諸宗寺院法度」「諸寺院条目」「宗門檀那請合の掟」という江戸幕府による寺院統制にかかわる通達の写しが記録されているのは、当時の筑前においての様子を知ろうと貴重な資料であると思われる。

「諸宗寺院法度」と「諸宗寺院下知状」は寛文五（一六六五）年に出されている。「諸宗寺院下知状」の中で真宗に関わるものとして、最後の項目に「寺院坊舎に女人これをかかえおくべからず、但有来妻帯は格別たること」とある。この但し書きについては真宗の妻帯を認めたものであるとされている。本来僧侶の妻帯は禁止されているのであるが、真宗と山伏は例外として認められていた。

「宗門檀那請合の掟」（以下「掟」）は明正寺記録では「家康公宗門拾五條」と表記されている。永照寺記録の写しであるとしているので、永照寺から入手したものであろう。この「掟」は慶長十八（一六一三）年に家康より出されたものとなっているが、偽文書であることが指摘されている。成立は享保二十（一七三五）年前後であるとも言われている。しかし、この「掟」は『徳川禁令考』では正式な法令として記

載されている。

この「掟」がどのように使用されていたのか。『唐津市史』には宗門改めに際して寺社方手代がこの掟書きを読み上げていたことが記されている。福岡藩においてもそのような使われ方をしていたかもしれない。

また、本願寺教団はこの「掟」を利用し、積極的に門信徒としての義務・心得を説いた、という指摘もある。「掟」については南郷晃子・「宗門檀那請合之掟」をめぐる諸問題・鶴山叢書によった）

六、宗門改め

「切支丹宗門重疊御改ニ付書物の事」はいわゆる宗門改めについての福岡藩からの通達である。寺院の住職家族についての「秋改」を提出する場合の案文をしめたものである。寛永十四（一六三七）年の島原の乱によるキリシタン取り締まりは強化され、幕府は寛永十七（一六四〇）年に宗門改役を設置している。その後寛文四（一六六四）年には老中が各藩に対して宗門改役を設置するようにとの達しが出され、福岡藩においては寛文五年に宗旨奉行がおかれ、宗門改め（宗旨改め）が始められた。寛文十（一六七〇）年に西本願寺から福岡藩に宛てた文書の中に「切支丹奉行」と記したのがみられる。福岡藩においての宗旨改めは春と秋の二回行われている。踏み絵ではなく誓詞に血判を押すやり方であった。（『福岡町史』より）（解説 鷲山）

明正寺史料翻刻

(表紙)

「和光山明正寺記録」

松源院〈天台／□百石〉

源光院〈天台／御位牌掛〉

少林寺〈浄土鎮西／天下御位牌〉

崇福寺〈禪〉

東長寺〈真言／院家〉

聖福寺〈禪〉

崇天寺〈禪〉

吉祥院〈真言／宮掛〉

西光寺〈同／宮掛〉

大崇寺〈同／御祈念処〉

箱崎

同

座主坊

誕生寺

鳥飼宮掛

感応院

穂波郡飯塚宿真宗明正寺由緒

如水様御逝去被為遊候節、御国中寺々御諷經、松原山崇福寺に罷出候節、

長政様被為於同寺に被仰出候は、真宗東派の諷經は御請不被為遊候間、西え改派仕候様、御意被遊候条、当寺并万行寺、光明寺、掾先に罷出、即席西派え相改可申由申上候得は、御機嫌に御叶被遊候て、

御諷經相勤申候、其後長政様より 西御門跡に御掛合被遊、改派の儀、首尾好相調、 西本願寺被仰付候、長政様江戸御參勤の節、於伏見、西御門跡様准如上人より、右に付、御礼書両通被遊候、依之、

長政様より為後代と御座候て、岩崎平兵衛殿え被為 仰付御添簡有之、当寺拝領仕、于今致所持候、此節本書写共指上候

一 当宿御茶屋の儀、先年は明正寺境内に御座候処、支配被仰付候、其

節当宿御通路の御大名様方、御懇意被仰付候、別て有馬玄番様久留

米御城に御召寄、御饗応の上にて御家御伝被成候迎唐椀拾人前拝領

被仰付、于今所持仕候、其後寛永十八年六月二日、只今の御茶屋所

新に御建被成、以前の通支配仕候様、大音安大夫殿より被仰付候御

状所持仕候、右本書写共に指上候、尤其節御扶持方も、拝領被仰付

候、右に付大音安大夫殿よりの御手紙証拠所持仕候、虫付相成り文

字分り兼候得共其儘指上候、時枝何左衛門殿より月渡の御扶持相渡

候様、大野九郎大衛門殿よりの証拠有之、于今所持仕居申候、右本

書写共指上申候、御扶持の儀は花田弥平次殿え御茶屋引渡申候、已

後は被召上候

一 御茶屋御預ケの御家数諸道具請取帳面巻冊指上申候、其後御代官花

田弥平治殿え引渡候様被仰付候間、御同人御支配に相成候、尤其節

引渡の帳面巻冊所持仕居候に付指上申候、其外御茶屋の目録余分所

持仕候得共、虫付□相成指上申候

一 当寺院内三間に九間、貞享四年卯三月、御馬屋御建被成候に付、篠

原喜大夫殿御指図に付地床指上申候

一 当寺五世之寺務西了、忠之様格別の御懇意被仰付、御茶屋御成被為

遊、御滞座の間は御傍近被召寄、蒙御意候、西了と申名は荷宰領杯

と申候て称へ悪敷候、了西と上下に相改候様被仰付候、其後了西と

申候

一 毎年御年始御礼其外御用に付、福岡に罷出候節は、乗馬にて往来仕候様被仰付、馬具等も拝領仕、只今迄所持仕候〈鞍ハ寛永十五年九

月日、播磨東条大西昇母と銘御座候、轡鐙は相分不申候、重畳奉蒙御懇意を候間、御逝去の後、当寺本堂御位牌建、毎月読経相勤候、右由緒御座候、代々年頭の御礼申上儀御座候

明正寺由緒に付書簡并証拠物帳面の写、本書相添指上る

長政様へ御本門跡准如上人より御書簡、

御上落の由珍□に存候、尤以參可申入候得共、先以使札申候、先以今度は御分国坊主の儀、嚴重被仰付候段、誠に芳恵の至難申謝候、何様令參御礼等可申伸候、尚下間宰相申含候間不能委細候、恐惶謹言

本門 光照判

六月晦日

黒筑前守殿

右一通

尚々外聞実儀悦然無極候、如何様令參可申述候已上

御国本坊主の儀に付、昨日以宰相申入候処、如最前被仰付候段、誠に満足不過之、偏芳恵の至難申謝令存候、先為御礼令申候、連々別て無御等間驗と一入大慶、此事に委細段は宰相申含候間、不能詳候、恐々謹言

本門 光照判

七月十九日

黒筑前守殿

右一通

右両通に付、岩崎平兵衛殿より御添簡

各手前の儀に付て、本御門跡之從筑州様御理被仰入即相済申上候通、

筑州様へ御門跡よりの御書、前後両通參候、以来のために候間、各(頂か)え被遣可有頭戴旨被仰出候、為御意如此に候、恐々謹言

岩崎平兵衛判

七月廿二日

明正寺

万行寺

光明寺

右一通

御茶屋支配の儀、大音安大夫殿より被仰付候御状の写

尚々從茶屋の儀いか様とも御意次第被成、先々御請取御尤に候、□しく申度候得とも、右の仕合に御座候間、不具、以上

一書致啓上候、此中は久々滞留仕御馳走預過分に存候、然は御茶屋の儀、早々黒甚大殿相尋申候処、弥貴様へ御預被成候付、早々相渡候得との儀に御座候間、左様御心得尤存候、とかく御意次第被成可然存候、齊林えも可然様御心得頼存候、具申度候でもさんくくたひれ申、のこくと爰元御出候は、必々御尋待入申、恐々謹言

大音安大夫判

正月二日

明正寺様□御中

右一通

御扶持方大野九郎左衛門殿より証拠

飯塚明正寺御扶持方可被相渡候分の事

合人高三人

右は慶安三年正月昨朔日より御算用候間、毎月其元にて御渡可被

成候切紙御座候て、月々には六ヶ敷可有御座候条、三月分程被

相渡此方に切紙遣候はば出来御算用申我等切紙可進候、以上

慶安二年極月十一日 大野九郎左衛門印判

時枝何右衛門殿

右証拠一通

右の外御茶屋請取渡の帳面式冊所持仕候間指上候、以上

穂浪郡飯塚宿真宗 明正寺嶺空判

明和九年辰ノ五月廿六日

右の通、寺社由緒御尋御座候付書上申候、以上

公儀より出案文中に有る

公儀より御触の趣控

郡町浦農工商共出国の節は、其者旦那の寺院え宗旨請合の証文相望候

得は、是迄右証文猥に指出来候と相聞候、向後宗旨請合証文相望候者

有之節は、其手筋役人より出国往来切手申請居候哉の儀遂吟味、往来

切手所持の者に候はば、宗旨請合証文可指置候、右往来切手所持無之者に宗旨請合証文指置、追て於相頭は年を経候ても、其寺院は勿論触頭の寺院迄、急度曲事可被仰付候事

右之赴御國中寺院え触頭の寺院より急度相示、忽せ無之様可被相達候、以上

辰九月

森源大夫

梶原十兵衛

右之赴御心得被成、切手所持無之者には宗旨請合証文指置被申間敷

候、若指置追て於相頭は、年を経候ても曲事可被仰付候

徳栄寺

万行寺

飯塚村明正寺

右の通、寺別に御心得可有候、若往来切手所持無之者に宗旨請合証文

指置、於後日相頭候はば、年を経候ても、曲事可被仰付候

明正寺

辰ノ十二月十二日

穂浪郡上下寺々中

覚

覚

穂浪郡飯塚宿京都本願寺直末真宗和光山明正寺（墨楯円印）

一開基 了鎮、俗姓は越前国杣山城主瓜生判官保か嫡孫同姓左衛門尉

義直にて御座候、後醍醐帝足利尊氏と確執の時、瓜生判官友軍に属

しけるか、杣山落城の後、判官が嫡孫義直、長州赤ヶ関伊藤李と云へる武士の家に□に住し、智音深して彼と同姓成り、瓜生を改めて伊藤氏と成、其後飯塚宿紺屋町に参居住す、唯今に至迄明正寺町と申伝候、然に右了鎮、因縁にや真宗に帰伏し、発心して本願寺実如上人より了鎮と申法名を給り御直筆にて六字の名号を遊し是又給る、仍て草庵を建、右の六字の名号を本尊に安置す、当寺開基仏是也

一二代 宗祐、同寺出生、一代委細相知不申候

一三代 明願、同寺出生、大閤九州発向の時天正十五年丁寅五月七日、本願寺教如上人九州御下向、御道筋故飯塚駅明願宅え御滞座、人馬等迄御馳走仕、依之御直筆を以明正寺と寺号被下、只今に至迄相伝る

一四代 明善、同寺出生、此代迄東派にて御座候、然処慶長九年甲辰三月廿日、如水様御逝去被遊候付、嘉麻穂波両郡真宗一流明正寺に付随ひ御諷経申上候時、長政様為御上意、東派の諷経は御請不被遊候由、依之即座に西え改派仕、御諷経申上候処、甚御機嫌御叶被成、京都西本願寺へ宣御執成被為遊被下、依之本願寺准如上人より長政様え御謝礼御書両通御座候処、長政様より為後代と御座候て御上意を以御家臣岩崎平兵衛殿より御上意の趣、御添簡被成明正寺に御納有之、唯今至迄拙寺に所持仕候、於准如上人よりも明正寺西え帰参の為御褒美、顕如上人の御影を給り、是又只今に至迄当寺相伝る

一五代 西順、同寺出生、此代におゐて八間四面の本堂建立、太守公より内野山にて材木拝領、只今至迄内野山にて拝領之松の伐跡を諸

人明正寺松と申伝事に御座候

一本尊木佛

一釣鐘

右西順代に成就

〈朱年頭御札当代より始〉

一六代 西了、同寺出生、忠之様格別の御懇意被仰付、当所御茶屋に御成被為遊御滞座の間、御傍近く被召寄蒙御意候、西了と申名は荷宰領杯と称へ悪敷候、了西と上下に相改候様被仰付候、其後了西申候、御用に付福岡に罷出候節は乗馬にて往来仕候様に被仰付、拝領の馬具等も只今迄所持仕候、重畳奉蒙御懇意候間、御逝去の後当寺本堂に御位牌を建、毎日読経相勤候

一親鸞聖人御影

一三朝高僧真影

一上宮太子御影

右各元和三年正月廿六日に上京御免

一飛檐官位昇進

右寛永十六年十一月十九日上京御免 御館え罷出官位の御札申

上不来

〈朱年始御礼申上来〉

一七代 了貞、同寺出生

一大谷本願寺親鸞聖人縁起

一良如聖人真影

右寛文十一年五月三日上京御免

〈朱年始御礼申上来〉

一八代 嶺秀、同寺出生

一寂如上人御影

一右享保十一年九月十二日に上京御免

一本門建立

一一切経蔵建立

一鐘楼堂建立

〈朱享保二年五月廿七日上京繼目御免、朱年始御礼申上来る〉

一九代 嶺空、同寺出生

一権律師 繪旨頂戴

一右元文三閏十一月十日上京御免

一永代余間官位昇進

一右寛保三年八月晦日上京御免

〈朱年礼申上来〉

一十代 ^{親任}了道、明和六年十月十二日、博多万行寺より入院

一余間繼目

一右明和九年七月十九日上京御免 御館え罷出御礼申上不来

一権律師 繪旨頂戴

一右明和九年七月廿七日に上京御免

一寛保三年八月晦日、余間官位昇進仕候より京都本山より格別の寺

格に被仰付候

一御寄付立山無之

一一代々追院無之

一本山京都西本願寺

明正寺末寺の覚

一穂浪郡小正村了専寺

一同郡幸袋村 無極寺

一同郡内野村 正圓寺

一嘉麻郡川嶋村正恩寺

一鞍手郡本城村西楽寺

一同郡脇野村 真信光寺

一同郡勝野村 明楽寺

一同郡新北村 明福寺

一早良郡内野村西光寺 に

一同郡四ヶ村 明法寺 い

一同郡石釜村 明光寺

一〈太子高祖斗／四幅相濟〉

一同郡同村 光明寺

一〈四幅相濟〉

一同郡脇山村 萬〈万〉徳寺 は

一同郡田村 西念寺 ろ

一同郡重留村 浄覚寺 ほ

一怡土郡井田村教法寺

一〈太子高祖斗〉

一同郡飯場 真教寺

一捨七ヶ寺

右御礼式の寺方斗格別の御尋有之に付、再指出す

御公儀より出る案文此中に有

一 今度別紙御書附の趣、為心得触下中へ相示置候様被仰付候間、則御書附（朱）寛文中の御定目下に写置覚也）指追申候

一 従御本山連々被仰出候、御教化の趣往生浄土の一大事信心治定の上は御掟の通王法を本と仕、御公儀の御法度を堅く相守、御年貢諸公役等疎略不仕、聊の儀も御公儀御苦勞筋に相成不申様に門徒中端々まで急度相慎候て、他宗・他門・諸神等不輕蔑、家内睦しく親子・兄弟・夫婦・姪姑の間相互に忠孝礼儀の誠を尽し、別て渡世家業等出精をいたし、銘々身の程を顧み、過分不相応の儀無之、無益の米錢費不申様、万端に付常々儉約を相用、正道法儀相統仕候様、兼々従御本山御教化の通り、各門徒中へ教化可有之事

一面々門徒の内、私の意趣を以、先祖代々の寺を相背き、改宗・改寺等を相願、却て御公辺御苦勞筋も相成・御本山御門徒を相離不申様、常々教示可有之候事

一 毎月兩度の御迫夜御命日は不及申、其外法座節も御公用根付取揚の時節は勿論、農業筋を心にかけて惣て、御政道に相障不申様、参詣勸弁可仕旨、兼々可被相示事に候、尤家業筋に不相障時分は家内隣家申合宗旨の法式為聴聞可成慥は方角宜敷寺へ参詣いたし、蒙教化家内隣家むつましく御法筋より正路に相交り、先祖の名跡子孫の養

育、万事心の及相慎申候様、銘々之門徒中へ可有教化候、於若法義心得違の輩も有之候、一宗旨の本意を失ひ、御公辺御苦勞筋に相成可申赴と従御本山も兼々御示有之事に候間、無漸無愧に無之様諸事相慎、別て工事口論訴訟喧嘩等を相企、御公辺御苦勞相成不申様、御法義筋を以相慎、総て人間仁義の道に相背不申様、常々真実に門徒中へ可有教化候、勿論正道に可致勸誡義も当分の所得に迷ひ不正道の義抔毛頭無之様、御心得可有之候事

一面々門徒の内心得違の輩も有之、他郷罷越法義相統と号し俗輩斗打寄候て時刻移し銘々家業の暇を費し申義等無之様、連々被仰出候通り堅く相守、法義相統可有之候、万一心得違の輩も有之、御公辺御苦勞筋に相成候事も可有之趣と毎々従御本山御使僧御指下し御教誡有之事に候へば、御公辺御本山の御苦勞に相成不申様、御国恩を大切に奉存、御政事堅相守、御本山御条目に違背無之様、常々門徒中へ教化可有之事

右之条目兼て各中御心得有之事候、此度別紙御書附相廻し候に付、又々御本山御掟の趣粗申聞候、各此節御書附趣承知の上、寺別御請印形可被指上候、已上

安永元年辰十二月廿二日

万行寺

上京 徳栄寺

右別紙御書附、尚又連々御本山御教化の趣被仰聞承知仕候、勿論門徒中教化筋、鹿抹仕間敷候、仍て御請印形指上申候、已上

裏粕屋郡触次西光寺

宗像郡
遠賀郡
鞍手郡
穂波郡
嘉麻郡
表粕屋郡

惣法中

〔次上に三ヶ寺より申触候別御書付と云もの此の御條法也、安永元年辰の十二月の触（朱）〕

條々

- 一 僧侶の衣鉢、應其分際可着之、并仏事作善の儀、或檀那雖望之、相應輕可仕事
- 一 檀方建立由緒有之候寺院住職の儀は、為其旦那斗也、尤從本寺遂相談、可任其意事
- 一 以金銀不可致後住之契約事
- 一 借在家構仏檀不可求利用事
- 一 他人は勿論、親類の好雖有之、寺院坊舎え女人不可抱置之、但數年來妻帯は可為格別事

右條々可相守之、若於違犯は、随科輕重可有御沙汰の旨、依仰執達、如件

寛文五年七月十一日 大和守

美濃守

豊後守
雅樂守

定

- 一 諸宗法式不可相乱、若不行儀の輩於有之は、急度可及沙汰事
- 一 不存一宗法式の僧侶、不可為寺院住持事
- 一 附立新儀不可說奇怪の法事
- 一 本末の規式不可乱之、縱雖為本寺、対末寺不可有理不尽の沙汰事
- 一 檀越の輩、雖為何寺、任其意、從僧侶方、不可相爭事
- 一 結徒党、企鬪諍、不似合事業不可仕事
- 一 背国法輩到来の節、於有其届は無異儀可返之事
- 一 寺院仏閣修復の時、不可及美麗事
- 一 附仏閣無懈怠掃除可申付事
- 一 寺領一切不可売買之、并不可入于質物事
- 一 無由緒は、雖有弟子望、猥不可令出家之、若不據子細於有之は、其所の領主代官相断可任其意事
- 一 右條々、諸宗共堅守之、此外先判の條數、弥不可相背之、若於違犯は、随科輕重可沙汰之、猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

寛

一 諸宗説法の儀、相極たる益彼岸或は月並祖師年回等に、地僧の相勤には唯今の通窺に不及候、極たる説法にても旅僧説法講談の節は窺有之筈にて、地僧たり共所化談儀亦是遠所の出家を招催説法有之節

も、向後窺無之ては不相成筈に候条、可被得其旨事

辰ノ十月

一筆申触候、然は今度從御公儀如斯御書出を以被仰渡候、其郡内住僧勤の儀は格別他郡の出家余郡にて法座被相勤儀不罷成候、尤先年より願有之出郡被致候寺え廻郡証拋相出申候、此節手前共了簡にて証拋相出申儀難成儀に候、願の品により公込え申出、奉行衆より指圖次第に手前共方より廻郡証拋出し申様に相究候間、出郡の出家有之節、証文相見届其上にて法座相勤申様に可被致候、出郡証拋の文言前紙と相違申儀に候間、其心得可有候、其上年忌等の勤修行の節、たとひ役僧たり共、一七日と相重り候は、其通手前共方え相断指圖次第に可被仕候、自然手前共方え相届不申候て、郡内の出家たり共届無之相勤させ候衆有之候はば、早速遂詮議越度可申付候、其上旅僧往来切手無之者は、一宿も致させ間敷事

一郡内より他国え往来切手無之逗留致し候て、法座致し出家有之様に承申候、触口寺より急度詮儀可被致候、若ゆるがせに致候て、手前共方え相聞へ候へ候はば、触口寺越度可為候、右の通各郡内一派中えも御触渡可有候、為其御書出し写相廻し申候、尤寺号下に印形有之、先に御廻し可有之候、已上

辰ノ十一月

万行寺

徳栄寺

光専寺

穂波郡飯塚明正寺

一左の御定書は、銘々被写取候様に可被相触候、已上

六月二十二日

光専寺判

万行寺判

徳栄寺判

郡々の觸口衆中

定

一横死人有之節、結縁証拋の儀、兼て被仰付置候通、今以念を入猥に無之様可被相心得候、横死の内雷に打れ、或水に溺、落馬木石に打れ、其身怪我にて死候類、結縁証拋及不申候、取納置、其横死の次第、并何某の寺え取納候通、御町は御町奉行、御浦は御奉行、御郡は御郡奉行より各間え逐て被相届筈に被仰付候、右等の横死の内たり共、誠の怪我は無之、自然は工みたる筋、少も怪き躰候はば御詮儀有之儀候条、相済候已後、次第有之分は、各え申来、結縁証拋被指出筈に候間、可被得其意候、已上

酉の六月

竹中久左衛門殿

櫛橋佐大夫殿

右は御月番正大夫殿より御渡候御書付

往来記文

一 僧嶺道彦人、右真宗拙寺弟子の儀紛無之、此度為遊学筑前飯塚明正寺へ遣置候、何時も此僧に付て拙僧可存候、仍て為後日証文如件

豊前小倉 永照寺判

明和九辰年十一月日

御役人衆中

一 若病氣にて年頭御礼に罷出候儀不相叶候はば、前年極月十日位に役寺へ指出可申事

口上之覚

一 拙僧儀痛に付□□、御館御礼に罷出不申候、此段御届申上候、以上

穂波郡飯塚宿明正寺印判

正月

年番之寺一ヶ寺に当

一 越後国田上村曹洞宗東流寺、同国本城村日蓮宗の檀林本城寺と離且出入の儀に付、去る九月四日、於御評定所に黒田豊前守殿被仰渡候趣如左

一 御府内の儀、宗旨思寄候処に有之候得共、遠国の儀は格別に候、譬且那百人在之処、離且致度と申候て、某は真言宗に帰依し、某は日蓮宗に帰依と申候て、段々離且減少の時は其寺不相立候間、何方迄願出候共離且の儀不相許候段、相心得可申候

寺社御奉行 黒田豊前守殿

井上河内守殿

土岐丹後守殿

小土信濃守殿

御勘定御奉行 久松大和守殿

稻生下野守殿

寛播磨守殿

町御奉行 大岡越後守殿

諏訪美濃守殿

右の通於御列席被仰渡候也

一元文四年已前未の年、甲州日蓮宗の檀林妙龍寺等の三ヶ寺と真言宗の寺院と并曹洞宗初嶋寺曹源院等一同に離且出入、於寺社御奉行処、被仰渡趣如左

一 寛文年中の御条目 宗旨の儀は且那の心にまかせと有之候故、離且は且方の心まかせの処に日蓮宗より雖申立、右御条目の諸□諸宗且那相極最初之掟也、於只今は年□致宗旨改候手形文言に代々何宗と有之、先祖の宗旨を堅可相守事は曆然也、若我俄に離且改宗申に於いては、宗旨手形にも今年は日蓮宗今年は又何宗と相記候て指上候へし、却て御公儀を掠候哉、理不尽成る離且堅不相許候、若国替縁付等の類は可為格別と被仰渡候

一 近年但馬国高野寺真言宗と離且出入有之候処、四年已前未の年、三州長圓寺末寺補陀寺と離且争論の儀有之処、右同様の品に被仰渡、早速本の寺且那に御引戻し被仰付候也

寛保二壬戌年三月

町奉行え

宗旨帳面の儀に付、従公儀被仰出候別紙御書付の写相違候、右帳面仕立方御書出の趣、委敷示置寺院両市中共に年々指出無之様、可被相違候

九月

大目付え

諸国宗門改帳の儀、当年迄は諸国一統に相認指出候得共、来年よりは一宗限一冊宛に致、尤宗号其外新規の儀不致、是迄の通相替無之様、相認可被指出候

右の趣、御料は御代官領主地頭にても入念可相改候、尤承合候儀も有之候はば、牧野越中守方へ可被承合候

十二月

右の通可被相触候

右御触の趣、被得其意、触下寺院えも可被相触候、以上

十月 古田与八

森源太夫

右の御触安永六（西年十一月）に参申候

家康公宗門拾五條（是ハ永照寺記録の写）

一切支丹の法は死を不顧、入火も不焼、入水も不溺、身より血を出し

て死を成すを成仏と立るゆへに、天下の法度厳密也、実に邪法なり、依之死を軽ふする者可遂吟味事

一切支丹え元く者は、韃靼国より毎日金七厘与へ、天下を切支丹になりし、神国を妨る邪法なり、此宗に元付者は、釈迦の法を不用、故に旦那寺え旦那役を妨、仏法の建立を嫌ふ、依之可遂吟味事

一頭旦那なり共、其宗門の祖師忌、盆彼岸、先祖の命日を絶て参詣不仕者をは判形を引、宗旨改所へ断、急度可遂吟味事

一切支丹、不受不施の者、先祖の年忌、僧の弔を不受、当寺宗門寺え一通りを述、内証にて偽人を打寄、弔僧の来る時は不興にして不用、仍之可遂吟味事

一旦那役を不勤、尔も我意に任せて宗門受合の住持人を不用、宗門寺の用事を身上相應に不勤、内心邪法を抱たる不受不施と立る可相心得事

一不受不施の法は、何にても宗門寺より申事を不受、宗門の祖師本尊の寺用に不施、猶又他宗の志を不受不施、是邪法なり、人間は天の恩を受けて地に施し、親の恩を受けて子に施し、仏の恩を受けて僧に施す、是そ正法也、依之可遂吟味事

一切支丹、非田宗、不受不施の三宗共に一派也、彼尊む所の本尊は牛頭切支丹仏と云ふ（大丁仏とも云ふ）、故に丁頭大うすと名乗なり、

此仏を頼奉て鏡を見れば仏面と見へ、宗旨を軽ずれば犬と見ゆ、是邪法鏡なり、一度此鏡を見たるものは、深く牛頭切支丹仏を信仰し、日本を魔国となす、雖然宗門吟味の神国なるゆへ一通宗門寺に元付、今日人交して内心不受不施にて、宗門寺に不出入、依之可吟味

事

一 親代々より宗門に元付き、八家九宗の内何宗に紛無之共、其子如何なる勤により、心底邪法に組し居しをも不知故、宗門寺より此段可遂吟味事

一 仏法を勧修し講經をなして参詣を致させ、且那役を以て夫々の寺仏閣修理建立勤めさすべし、邪法邪宗の者は寺の事一切せず、世間交り一通にて内心には仏法を破り、僧の勸を不用、可遂吟味事

一 死後死骸に頭刀を与へ戒名を授申事、是は宗門寺の住持被相見届、邪法にて無之段儘に合点の上可致引導、能々可遂吟味事

一 宗門寺を指置、外寺の僧を頼弔其宗門寺の住持人を退申事、別て□致詮議、邪宗正法可遂吟味事

一 天下に統一正法に紛無之者には頭刀を加へ宗門受合可申候、武士は其寺の受状請印を加へ差上、其上血判難成者には、請人受合を以て證文可指出事

一 先祖の仏事、歩行達者なるは参詣不仕、無沙汰に修行申者、可遂吟味事、其者の持仏堂、備へ物、能々見届け、邪法正法可吟味事

一 先祖の仏事他寺へ致持参法事勤申は堅く禁制、雖尔他国にて死去せしむる時は格別の事、克々可遂吟味事

一 相果候時は一切宗門寺の指図を承り取引可申事

一 天下の敵万民の怨は切支丹、不受不施、非田宗也、馬軋連の類相果候節は、寺社役所へ相断、檢者を受けて宗門寺の住持弔可申候、改所

へ不届弔申時は、其僧の落度能々可遂吟味事、猶又横様無体に且那役等若は分限不相応の儀は、宗門寺より用捨可有之候事、信心を以

て仏を尊て王法を敬ふは正法也

右十五條の趣一も於相背は、上は梵天、帝釈、四大天王、五道の冥官、日本伊勢、天照大神宮、八幡大菩薩、春日大明神、其外武神、日本六十余州の可蒙神罰也

慶長十八年癸丑五月日

天下の寺院宗門請合の面々、此内一條も相欠候ては越度に可被仰付候、能々可相守者也

奉行

日本諸寺院役寺

貞享四年卯十月綱吉公御時代十三ヶ條の内第九の條目に云

一 殿堂建立等は不申に及、修覆等の儀、住僧微力にて及破却候節は、

且那の者、分限相応の割府にて、加修理不及大破様に急度可為守護、其砌少も及違犯有之其趣、其国の寺社役所へ急度可申出事

第十

一 住持官位の儀、依為宗旨の印証、且那の者可請助情勸化、其外諸本山諸勸化等、其分限次第に可申事

一 住持困窮に付、且那助成被預度候はば、双方相對を以可相頼、及違犯共役所の不及載断、不心得の者無理に申付候はば、其住僧可為越

度事

一 寛文年中御條目にも被仰出候通、且那の者病死の砌、怪敷躰は勿論、

悪名の聞へ等有之は、其家内親類共に急度致吟味、有子細之は役所へ申出、御役所の指図次第に可有送葬、若認置後日露顯於有之は、

旦那寺の可為越度事、 已上抜抄 永照寺記録抜記

秋改

連判書物案文

切支丹宗門重畳御改に付書物の事（ヨコラリ）

一 当春宗旨御改の刻、拙僧共母祖母兄弟又は寺内の出家不残書出、宗旨帳面の通、当春書出申以後、寺内え入人無御坐候、弥此已後にも入人於有之は、早々申断宗旨帳に書載、其者旦那寺の証拠判形致させ、并誓紙判形致させ可申事

一 当寺内死人有之時、死骸棺中見届取納の儀、連々御掟の通弥堅相守候事

一 当春宗旨御改の刻、判形指上置候通、今以相違の儀無御座候、弥宗門御改の御法度の通、無油断相守候、当寺内え切支丹宗門の者無御座候事

年号月日 何郡連判 寺号 法名
三か寺当

（翻刻 小林・高松）

明正寺 系図

開基	了鎮	俗性は越前国仙山城主瓜生判官保が嫡孫、瓜生左衛門尉義直。 後に瓜生を改め伊藤氏と成り、飯塚宿紺屋町に移り居住今に至る。 真宗に帰伏、発心して本願寺実如上人より了鎮の法名、御直筆六字名号を給わり草庵を建て六字名号を本尊として安置。
二代	宗祐	同寺出生。委細知れず
三代	明願	同寺出生。天正15年（1587）5月7日 本願寺教如上人九州御下向時、飯塚駅明願宅に御滞在され御直筆を以明正寺と寺号下さる
四代	明善	同寺出生。慶長9年（1604）3月20日如水様御逝去の時、長政様より御上意にて、嘉麻・穂波両郡真宗一派は明正寺に付き随い東派から西へ改宗し御諷経申し上げる。 長政様は御参勤の節、西御門跡准如上人より御謝礼・御書給わり、後代のためと御家臣岩崎平兵衛殿より御上意の趣・御添簡成られ明正寺に御納今に至る。 明正寺へ西の帰参御褒美に、顕如上人御影給わり今に伝える。
五代	西順	同寺出生。八間四面の本堂建立、太守公より内野山にて材木拝領 拝領の松の伐り跡を今に至るまで明正寺松と伝える。 本尊木佛・釣鐘 成就 年頭御礼当代より始
六代	西了→了西	同寺出生。忠之様より当所御茶屋に御滞在の間、格別の御意を蒙り西了の名荷宰領などと称え悪敷なる故、了西と上下相改める様御付られる。 御逝去の後本堂に御位牌を建、毎日読経相勤める。 馬具拝領、鞍に寛永15年（1638）9月播磨東条大西昇母と銘、轡と鐙は分ならず。 親鸞聖人御影 } 元和3年（1617）3月正月26日 上京御免 三朝高僧真影 } 上宮太子御影 } 飛檐官位昇進 寛永16年（1639）11月19日 上京御免 年始御礼申上来
七代	了貞	同寺出生 大谷本願寺 親鸞聖人縁起 } 寛文11年（1671）5月3日 上京御免 良如上人真影 } 年始御礼申上来
八代	嶺秀	同寺出生 寂如上人御影 享保11年（1726）9月12日 上京御免 本門建立・一切経蔵建立・鐘楼堂建立 享保2年（1717）5月27日 上京継目御免 年始御礼申上来
九代	嶺空	同寺出生 権律師 繪旨頂戴 元文3年（1738）閏11月10日 上京御免 永代余間官位昇進 寛保3年（1743）8月晦日 上京御免 年礼申上来
十代	了道	明和6年（1769）10月12日 博多万行寺より入院 余間継目 明和9年（1772）7月19日 上京御免 権律師 繪旨頂戴 明和9年（1772）7月27日 在京御免 余間官位昇進 寛保3年（1743）8月晦日 京都本山より格別の寺格に仰付られる。

*本系図は「和光山明正寺記録」より作成した。（系図作成樋口）

【附記】本報告は、解説を鷺山が、翻刻を鷺山の指導のもとで小林・高松が、系図作成を樋口すみが分担して成った。全体構成は小林が行った。明正寺史料の解読、翻刻、整理作業は、本学真宗史料講読会において取り組んだ。会員は鷺山智英（本学人間文化研究所客員研究員）、小林知美（本学准教授）、川尻洋平（本学人間文化研究所リサーチアシリエイト）、樋口すみ（タクト職員）、高松麻美（太宰府市文化ふれあい館学芸員）である。

作品調査・研究にあたって、明正寺ご住職のご理解・ご協力を得ることができた。ここに記して謝意を表します。

（さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員）

（こばやし ともみ…アジア文化学科 准教授）

（ひぐち すみ…タクト職員）

（たかまつ あさみ…太宰府市文化ふれあい館 学芸員）